

## 会 議 録

会議名	第 3 回 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会 (第三者委員会)
事務局	熊本市選挙管理委員会事務局
開催日時	令和 2 年 (2020 年) 5 月 11 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 20 分まで
開催場所	熊本市役所議会棟 2 階 議運・理事会室
出席者	1 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会 (4 名) 委員長 上野 真也 (熊本大学 名誉教授) 委員 小島 勇人 (一般社団法人 選挙制度実務研究会代表理事) 委員 西村 正一 (白山校区自治協議会会長) 委員 樋口 雄三 (弁護士、熊本市コンプライアンス担当監)  2 熊本市選挙管理委員会事務局 (6 名) 熊本市選挙管理委員会事務局 局長ほか 5 名  3 熊本市中央区選挙管理委員会事務局 (2 名) 熊本市中央区選挙管理委員会事務局 書記 2 名
会議次第	1 開会 2 報告 第 2 回検討委員会における質疑応答及び未回答の調査結果 3 議題 答申書(案)について 4 その他 5 閉会

## 審 議 経 過

### 1 開会

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから第3回熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会を開催いたします。

本日は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されておりますことから、Web会議で執り行わせていただきます。

では、早速、次第に沿って進めさせていただきます。

これからの議事運営は、上野委員長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

【上野委員長】

では皆さん、こんにちは。

何か異例の会議になりましたが、ようやく開催できて、ほっといたしました。

4月7日、16日、そして今日と集中的に審議をお願いしております。また会議の間でも事務局のほうから御意見、御助言いただきに頻繁にお邪魔したことかと思いますが、本日はこれまでの議論を整理した中間報告的な答申と言うんでしょうか、いわゆる109票の行方不明に関する調査結果と、この件に関する今後への対応策等を中間的に取りまとめることとなります。

もう一つ大きなミッションはまた今後残されておりますが、当面の109票の事案については、本日答申書をもう一度確認しながらですね、提案をつくって次回答申して、これについては終わりたいと思っております。

それでは、議事が、報告事項が1件と議題が1件になっております。まず、報告事項のほうについて、事務局のほうから御説明お願いいたします。

### 2 報告 第2回検討委員会における質疑応答及び未回答の調査結果

### 3 議題 答申書(案)について

【中原熊本市選挙管理委員会副事務局長】

報告事項について、御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、この概要につきましても、前回質問があったものをまとめております。また、この内容につきましても、本日の答申書の中にも記載をしておりますので、その中で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

【上野委員長】

一応これまでの委員会での質問事項と、その回答を整理したもの、これについても答申案の中に含まれているので、これからの議題について検討する中で併せて説明するということでよろしいですね。

では、早速ですが、議題、答申書（案）について入っていきたいと思います。

これについては、これまで事務局のほうにも随分お世話になって整理をしていただいたり、先生方あるいは私自身もですが、いろいろな意見を述べまして、整理したものがこちらになります。一応長く、21 ページにわたるものになっておりますので、事務局のほうから簡単に御説明をお願いしていいですか。

【中原熊本市選挙管理委員会副事務局長】

はい、では私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

答申書（案）の2ページをお願いいたします。

こちらのほうに、まず1番に熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会の設置と調査方法について、まとめております。

まず(1)番が調査検討委員会の設置についてでございます。

令和2年3月22日に執行されました熊本県知事選挙熊本中央区開票区におきまして、投票者総数と開票所での投票総数に109票の不一致が生じたところでございます。熊本中央区選挙管理委員会は再集計や再点検を行うとともに、使用した機器など、開票所内の隅々まで確認をいたしましたけれども発見に至らず、結果といたしまして、開票結果確定値を変更する要素がなかったため、不一致のまま109票を「持ち帰り票」として確定処理を行ったものでございます。

開票日以後も、保管しております未使用の投票用紙の残数の確認や、投票所の備品や消耗品等への紛れ込みの確認、回収した入場整理券と投票者数との照合、投開票事務従事者への聞き取り調査等を行いましたけれども、109票の不一致は変わることはございませんでした。

このため、熊本市選挙管理委員会は、以上の経緯を踏まえまして、第三者による調査及び検証が必要であると判断をしたところでございます。中央区選管が行った投票者総数と投票総数に不一致が判明した際の、市・区選管における対応及びその後の調査結果につきまして検証をし、対象案件発生の原因を把握しまして、今後の投開票事務の適正化に資するため、熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づきまして、熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会を同年4月に設置したものでございます。

本調査検討委員会は、これまでの対応及びその後の調査の結果を踏まえまして、第三者としての公平・公正な立場から原因を検証しまして、適切な再発防止策を提案することを

目的として設置したものでございます。

続きまして、調査の方法について、御説明させていただきます。

中央区選管が行いました期日前投票、不在者投票、選挙当日投票、開票事務など、これらの選挙事務を改めて時系列に整理をいたしまして、それぞれの業務で問題は発生しなかったのかを検証しまして、109票の行方不明は単なる投票者による持ち帰りなのか、あるいは次のような事件、事故が発生したのかについて調査を行いました。そして、そのような事案が発生せしめた原因につきまして、次の四つのケースを念頭に、原因を究明したところでございます。

まず①点目が、持ち帰り票が中央区だけで109件発生したのか。

②点目、選挙事務作業上のミスによる109票の行方不明であったのか。

③点目が、誰かの作為的な票の持ち去り事件なのか。

④点目が、誰かの過失による持ち去り、紛失事案なのか。を念頭に置いて、原因を究明したところでございます。

調査の方法といたしましては、選挙事務の各プロセスにおける書類や係数等につきまして、再度見直しを行いまして、事務的に的確に処理をされていたのか確認をしたところでございます。また選挙事務従事者として携わった全市役所職員、開票立会人、機器等操作に当たった業務受託者など、マスコミ関係者以外の全員について聞き取り調査や匿名のアンケート調査を行ったところでございます。さらに残されていた開票作業のビデオについても確認を行ったところでございます。

以上が調査の方法でございます。

続きまして、3ページに参りたいと思います。

2番、投票・開票時における時系列の事務状況に関する選管の調査結果についてです。

まず1点目が、投票・開票事務の主な流れと投開票の結果についてでございます。

概要をまとめております。

告示日が3月5日、木曜日でございます。

期日前投票は3月6日から21日まででございます。

不在者投票、3月6日から22日と書いておりますけれども、不在者投票ができるのは21日まででございます。22日まで返還があったものについては有効として取り扱いますので、22日と記載させていただいているところでございます。

続いて、当日投票については3月22日、午前7時から午後8時まで行っておりまして、開票については午後9時15分から開始をしたところでございます。109票の差異が発覚しましたのが午後10時50分でございます。さらにそこから再点検等を行いました。残余の投票用紙の再点検を午後11時30分から午前1時頃までにわたりまして点検を行っております。そして、全ての投票用紙の再点検を午前0時半頃行っております。

このような点検を行いましたけれども、変更する要素がありませんでしたので、109票の差異のまま開票結果を確定したところでございます。確定時刻が午前1時25分ございました。

ここに有効投票数がございます、幸山候補、2万165票、かばしま候補、3万6,656票。無効票が290票。投票総数が5万7,111票で、持ち帰り票が109票で処理しております、109を足しますと投票者総数の5万7,220票というのが、今回の投開票の結果の概要でございます。

続きまして、期日前投票における時系列の事務処理状況と確認について、時系列の整理をしてまとめております。この部分については、第1回の検討委員会におきまして中央区選管のほうから説明がっております。第2回の検討委員会におきましても、まとめたものを御報告しておりますので、この項目につきましては、割愛させていただきたいと思っております。

次のページをお願いしたいと思います。

4ページも、前回中央区から報告がありました期日前投票の事務処理の状況でございます。

5ページが不在者投票と選挙当日投票。中央区から説明がありましたものを時系列に整理いたしまして記載しております。

次のページをお願いいたします。

6ページも、選挙当日の投票の事務処理状況についてまとめたものを載せております。

続いて(5)番が開票における時系列の事務処理状況と確認についてでございます。

開票については、7ページから11ページまでにわたりまして記載させていただいております。これにつきましても、第1回目のときに中央区選管から説明がっておりますし、第2回目でもまとめたものを御報告しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3番の調査検討委員会の検証についてでございます。

この表は、調査検討委員会で論点となりました事項につきまして、再度調査を実施いたしまして、確認を行った事項について記載させていただいております。ここでは、投票から、投票箱の送致、開票所での開票作業などを時系列に具体的作業の場面に即しまして、集計漏れ等ミスや紛失、盗難、選挙妨害行為などが発生しなかったかについて検証を行ったところでございます。

まず1段目に、4月7日火曜日と書いておりますけれども、期日前投票、当日投票所でのコロナ対策の対応の影響はなかったかと御意見がございましたけれども、これにつきましては、投票所では、さほど混雑する状況ではございませんでしたので、特に問題はなかったということ、中央区の当時の事務局長から出されているところでございます。

それと、開票所でのコロナ対策の影響についてでございますけれども、これについては、開票所の出入口を換気のために全開にしておりましたので、セキュリティ上課題があったのではないかと回答をいただいているところでございます。

続きまして、下から2段目の4月8日の自動分類機のパソコンのログの調査についてでございます。

まず記号式投票については、そもそもログが対応しておりませんでしたので、こちらについては調査できておりません。続いて、自書式投票、自書式は期日前投票と不在者投票がありますけれども、こちらはログを確認しております、378票多く結果が出ております。これは投票が開始される前に動作テストをしておりますので、その分がカウントされたものが含まれておりますので、正確には分からないということでございました。

続きまして、一番下の段、開票集計パソコンのログの調査も行ったところでございます。これについては、記号式、自書式、開票時の票数と一致したところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。13ページでございます。

候補者得票数につきましても、開票集計パソコンのログと一致したところでございます。

続いて、有効票・無効票の内訳につきましても、有効票が5万6,821票、無効票が290票、そして無効票には、それぞれ記号式、自書式がございまして、それぞれの無効事由ごとに、ちゃんとログが、記録として残っていたところでございます。これを全部、無効票のものを入れますと無効票290票という結果になりまして、開票録の数字と一致したところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。14ページでございます。

開票所内を撮影したビデオによる検証ということで、開票開始直後の一部ではありますけれども、撮影がありましたもので、それで検証しておりますが、特に不審な動きはなかったという結果になっております。

続いて3番目の期日前投票録記載の投票者数の確認を行ったところでございます。これも名簿対照システムと、投票録と入力数の一致を確認しております。そして、期日前投票所で1時間ごとに確認をしておりました投票用紙の交付数、パソコンの入力数、宣誓書も一致しているところを確認したところでございます。コピー物につきましても、中央区選管の関係書類を、再調査させていただいているところでございます。

続きまして4月17日金曜日、期日前投票所での投票用紙の数でございますけれども、これも中央区は三つの投票所がありましたけれども、その残数も全部一致しております、その確認ができていたところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

一番上の期日前投票後の報告ということで、期日前の投票期間中は、全て報告するというようになっておりますけれども、端末の投票者数、投票用紙の交付数、宣誓書の数、それも一致していることを確認したところでございます。

続いて、投票状況の報告についても、オンライン端末の画面コピーの投票者数と投票録の投票者数が一致したことを確認したところでございます。

そして、期日前投票も定期的なチェックを行っております、1時間ごとに投票用紙の交付数、宣誓書の数、残余の投票用紙枚数を記載した投票者数確認表と、投票録の投票者数が一致したことを確認したところでございます。

続きまして、4月21日火曜日、名簿登録地選管における不在者投票、これは投票日に

18歳を迎える方が対象ということになりますけれども、投票はございませんでした。

そして、4月27日月曜日、郵便による不在者投票、これについては、請求者が20人で交付したのが20票、投票者が20人という結果になっております。これも管理簿から確認しているところでございます。

続いて、名簿登録地以外の選管における不在者投票、中央区以外の他の市町村等で行われた不在者投票ですけれども、請求された方が12人で、投票用紙は12票交付しており、実際投票があったものが9人でございました。不足する3票の内訳については、2票については投票されませんでしたので、返還していただいているところでございます。しかし、1票については、返還を求めています連絡が取れない状況です。この1票については投票者数には含まれていないということになります。

続きまして、次のページ、16ページをお願いいたします。

指定病院等においての不在者投票でございます。これは、まず請求書枚数が399件ございました。交付したのが391票でございます。請求数と交付数の8票の差がありますけれども、これは選挙権がありませんでしたので、交付をしなかったということになっております。次に、交付数の391票と投票者数の367人。ここに24票の差がありますけれども、22票については、投票されませんでしたので返還していただいているところでございます。また、2票については、投票後に死亡ということで、投票の無効化ということになっております。この24票については、投票者数には含まれていないということになります。

続きまして、不在者投票の封筒の確認を行っているところでございます。不在者投票は、全部で396枚ありましたので、不在者投票の開封済みの外封筒・内封筒がありましたので、これを全部、数えさせていただきまして、この数と一致しております。そして封筒の中には、残票は残っていなかったということも確認しているところでございます。

続きまして、次のページの1番で4月30日木曜日になります。これは当日投票になりますけれども、投票用紙の定期チェックということで、投票用紙の交付数と入場整理券の数を1時間ごとに記載しました投票状況記録用紙による投票者数と、投票録による投票者数、投票用紙を交付した後配当数から引いた残余の投票用紙が一致していることも確認しているところでございます。

続いて、投票者数調べの確認については、期日前投票、不在者投票、当日投票を投票所ごとに記載しております投票者数調、集計表になりますけれども、これは県の選管に中央区選管から提出しておりまして、投票者数調についても、各投票録と一致していることを確認しているところでございます。期日前投票録、当日投票の投票録、不在者投票については、不在者投票に関する調書と一致していることを確認しております。

続きまして、今御説明いたしました個別の場面においての検証についての結果についてまとめておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

まず①番が期日前投票においてでございますけれども、3箇所の期日前投票所で投票期間中に作成された関係書類に基づきまして、投票用紙や投票者数、投票箱の管理等、中央

区選管職員にもヒアリングを行いながら再調査を実施した結果、この過程において事務処理上のミスが発生した可能性は極めて低いという結果になっております。

続きまして、不在者投票についてでございますけれども、不在者投票につきましても関係書類に基づきまして、投票用紙や投票者数の管理など、中央区選管職員へのヒアリング、併せて、指定投票区の投票所に不在者投票は送致しますけれども、受理の決定を受けて開封済みの不在者投票の封筒、外封筒・内封筒の枚数を確認しております。これらの突合の結果は、不在者投票の投票者数と一致しておりますし、封筒の中にも抜き漏れなどの異常はございませんでした。このようなことから、不在者投票の過程において事務処理上のミスが発生した可能性は極めて低いと考えられるという結果になっております。

続きまして、③番の選挙当日投票においてでございますけれども、36箇所の投票所で作成された関係書類や投票所で使用した選挙人名簿を用いまして投票者数の再点検、投票用紙や投票者数の管理など、これも同様に、再調査を実施しております。いずれも適正に処理をされていたところでございます。当日投票における票の持ち帰りは、他の開票区では0票から2票程度でありますので、109票もの大量の票が中央区の当日投票所から持ち帰られたとは考えにくく、以上のようなことから、投票所において事務処理上のミスが発生した可能性は低いと考えられるという結果になっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。18ページでございます。

続いて開票作業について御説明させていただきたいと思っております。

上から3番目の(ウ)ですけれども、期日前投票、不在者投票、点字投票については自書式投票により行われておりますので、図2のとおり投票者総数と投票総数にそごは見られませんので、つまり行方不明の109票については記号式投票として行われた当日投票分であったということが判明したところでございます。

続きまして(エ)ですけれども、大半の票が集まる記号式投票レーンの図1Aのエリアです。この部分についてはビデオ録画に鮮明に残っておりましたけれども、不審な動きは確認できなかったというような状況でございます。

そして(オ)です。それぞれのレーンには自動分類機が何票処理したかについては記録が残ってはございましたけれども、試運転時の数字と本番の数字を分類するための時刻記録がありませんでしたので、分類した票数による確認はできなかった状況でございます。

続いて(カ)です。開票所において紛失や持ち去りが発生する可能性がある場所を推測しますと、図1のAエリアは最初に投票箱から投票用紙を取り出す場所でございます。まだ100票の束にはされておきませんので、109票という大量の票がなくなる可能性は低いと考えられます。また、Bエリア・Cエリアの作業では、候補者ごとの有効票が100票束にされまして、さらに500票単位に束ねられますので、109票というまとまった票がなくなる可能性はこの辺りではないかと推測されるところでございます。

また、有効票の判定のため、通常のレーンを離れましてCの効力審査に持って行かれる票も存在します。それらの別ルートでの処理票が、他の端数の票の束に混入した可能性についても議論を行いましたけれども、一旦選挙終了後に封印された有効票・無効票を入れた

封筒は、異議の申出が提起されない限り、法令上開封することができないということになりますので、現存する票の数え直しによる検証はできなかったところでございます。

最終的に開票所におきまして想定される事案といたしましては、投票用紙の紛失、持ち去りの可能性、そして開票確定後には、開票管理者と開票立会人とともに封印しました有効票・無効票を入れた封筒への紛れ込み、この三つの可能性が考えられるところでございます。

そして(ケ)です。開票所における事案発生後の対処措置につきましては、不一致が判明した後の再調査や入念なごみ箱や残っていた職員の持ち物検査まで、確認できると考えられるあらゆるチェックが行われていたこと、さらに開票確定後の調査につきましても可能な限り実施されてきたことを確認したところでございます。

そして、(コ)です。検証過程で、開票所ではコロナ対策として換気のため出入口を全開にしている、出入口には入退室を管理すべき担当者が誰もいなかったことから、誰でも開票作業のエリア内に入出入りできる状況にあったところでございます。

次のページに参りまして、(シ)ですけれども、これまでの調査では不審な挙動をする者の存在というのは見つかっておりませんが、誰でも開票作業台に近づき立ち去ることができる状況であったということでございます。

以上のことが今回の検証の結果についてでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。20ページでございます。

4番の再発防止策のための改善についてでございます。

まず(1)番が持ち帰り票の防止策ということで、認識の徹底を図るということになっております。改めて対応策等を示しまして、開票事務従事者、立会人に認識の徹底を図ってまいります。

そして②点目が投票所内のレイアウトの見直しということで、投票所内の全ての行為を監視できるように見直しをしております。

続きまして、投票事務の対策ということで、まず①点目が投票事務従事者等の手荷物置場の指定ということで、疑義が生じないよう投票所内の決められた場所に置くことを徹底するというようにしております。

続いて、投票者数の正確な把握ということで、投票所における投票者数の正確な把握が重要であるということで、1時間ごとの回収した入場整理券の枚数、そして投票用紙の交付数、そして投票用紙の残票、これの把握の徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして(3)点目が、開票事務の対策についてでございます。開票事務従事者の手荷物置場の指定についてでございます。開票所の決められた場所に置くことの徹底を図ってまいります。

続いて、②番が開票所の入退室の管理についてでございます。入退室の際は、事務従事者は職員証を、その他の者は許可証等を出入口で入退室を管理する職員等に提示を求めるところにしております。また、トイレの一時退出と入場の際にも同様に職員証や許可証等を提示することを求めています。そして、退出や一時退出の際は、全ての者のボディチ

エックの協力を求めるということにしております。

③点目が作業状況等の確認でございます。開票所内に監視する担当職員等を配置することにしております。そして、ビデオカメラを設置いたしまして、開票所全体を事後の検証のために撮影することにしております。

そして④点目が、開票作業ゾーンと取材ゾーンの明確な区分けをすることにしておりまして、マスコミ等の選挙事務関係者以外の者の開票作業エリアへの立入りにつきましては、事故防止のためにゾーンを定めた上で行うということにしております。

続きまして、次のページ一番上の⑤番でございます。投票者数と投票総数の不一致の際の対応ということで、今回のような不一致があった場合に、作業工程を示しましたマニュアルを作成しまして、適切な対応ができるようマニュアルの作成を行うということにしております。

(4) 点目の防止策としまして、職員意識の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。民主主義の根幹であります選挙が適正に行われ、有権者の貴重な一票に込められた民意を開票結果として正しく示すことが選挙事務の使命であることを十分認識しまして取り組む必要があるということです。

そして、今回の事案を真剣に受け止めて、全ての職員が自覚して、緊張感と責任感を持って選挙事務に取り組むことが今後不可欠になってくるということになります。

今回、投・開票事務に従事した職員にアンケートを実施しておりますけれども、積極的に選挙事務に従事したいと回答した職員は 25%でございました。そこで、いま一度、選挙事務が市全体の職務であることを自覚いたしまして、職員一丸となって取り組む意識改革を図ってまいりたいと考えているところでございます。

投票所の内容について、説明は以上でございます。

#### 【上野委員長】

はい、ありがとうございます。あとちょっと「おわりに」のところがありますが、これは私のほうから、総括的なことを書いてありますので読み上げます。

「5 おわりに」ですが、本委員会のミッションは、「持ち帰り票等に関する調査検討」となっているが、検証の結果、持ち帰り票が中央区管内で 109 件発生したとか、投開票事務において計算ミス等により 109 票の行方不明票が出たということではないことがほぼ確認できた。しかし法令等の規定により、封印保管されている票を数え直して最終確認を行うことはできなかった。このことから委員会の結論として、109 票行方不明事案の原因は、紛失などの過失による事故か、盗難、選挙妨害行為などの犯罪かということになる。

選挙事務に関わった全市職員への聞き取り、無記名アンケート調査、開票立会人、自動分類機操作等の受託業者への聞き取りからも、不審な行動などは見つからなかった。開票当日、会場にいたマスコミ関係者以外の全員に確認を行ったわけであるが、過失による事故か、犯罪行為が行われたかについては、残念ながら本委員会はこれ以上明らかにすることはできなかった。

しかし、間違いが起り得るとすればこの作業工程辺りではないかという推測の絞り込みはできた。図1のB過程の「計算」から「第2点検」作業、及び有効票の確認のために通常ルートを離れて効力審査に回される作業工程の二つが、109票という大量票の紛失が起きたとすればそのような可能性を持っている工程と考えられる。

今回の事案については原因究明には至らなかったが、今後の選挙事務においては無用な疑惑を招かないためにも、このような作業工程で誤りが起きないように作業手順や確認プロセスを改善する必要があるだろう。

熊本市の選挙業務については、これまで投開票事務の改善策を講じ、適正な選挙の執行と開票作業の正確性・迅速性の確保に向けて取り組まれてきたが、今回の109票もの大量票が行方不明になるという事態は市民の選挙執行事務、ひいては市行政への信頼を大きく失墜するものであった。

選挙は民主主義の根幹であり、正確かつ適正な管理執行とともに、速やかに有権者に選挙結果を知らせることは、選挙管理委員会の重要な責務である。今回の経験を踏まえ、再びこのような事案が発生しないよう市民の信頼回復に向けて全力で取り組まれることを希望し原因究明の結果と改善策を本書のとおり答申するものである。

というふうに、「おわりに」で総括をしております。

これまでの審議の過程で、いろいろ御意見を頂いたものや、御助言頂いて調査したものを網羅しておりますが、この案件についてはどこに書いてあるのかとかです、あるいは表現です、もう少し明確な表現、この辺りできるのではないかと、そういうことについて、先生方から御意見をいただきたいと思っております。

どうでしょう、何か非常にWeb会議ってやりづらいところがあってですね、誰かが司会者になって仕切らないとなかなか進まないところもございます。僭越ですが、ちょっと名簿の順番で小島先生から西村委員さん、樋口委員さんと順番にお気づきの点ありましたら、お願いできますか。

#### 【小島委員】

本当に委員長の御指導の下に、的確な方向性が表せたんじゃないかなと思っておりますし、短期間のうちに事務局も、ほんとうに精密、精緻な検証の土台を作っていただいたということで、委員会としては、まずは感謝申し上げたいと思っております。その上で、細かい些末な点だけ指摘させていただきたいと思っております。

13ページを御覧いただきたいと思っております。13ページを見ていただきますと、4月9日、有効投票、無効投票の内訳ということで細かく書いていただきました。それで、無効投票の記号式のところで、これもほんとうに細かいことで大変恐縮なんです、三つ目のところですか、「いずれに○を記載したか確認しがたい」と書いてあるんですが、「いずれの候補者に○の記号を記載したか」ということで、若干説明的にしていただきたいというふうに、「いずれの候補者に○の記号を記載したか確認しがたい」ということと、それから、下の自書式のところで、これは単なる変換ミスだと思いますけども、「2人以上の指名」、

「氏」が「指」になっていますけども、直っていると思いますけども、そこですね、「氏名」というふうに直していただいていると思います。

それから、下に、4月10日でございますけども、「不審な点がなかった」ということでございますけど、これはやっぱり「ヒアリングの限りでは不審な点はなかった」というね、そういうふうにしなないといけないのかなってちょっと思いましたんで、4月10日の「不審な点がなかった」の前に、「ヒアリングの限りでは不審な点がなかった」という、そういうちょっと文言が必要かなというふうに思います。

それから、14ページでございますけども、14ページの一番上の「開票所内を撮影したビデオによる検証」のところでございますけど、「開票開始直後の一部ではあるが、特に不審……」、これも、その限りでは特に不審な点はなかったと、「その限り」という、そういうのもちょっと入れておいていただきたいと思いました。

それから、19ページを御覧いただきたいと思うんですが、これも見やすさという観点だけの話なんで、別に間違いとかそういう指摘じゃないんですが、例えば「図1 開票所のレイアウト」というのは下にあるんですが、これを上に持っていったほうが分かりやすいのかなと、それから、図2も上に持っていったほうが、ぱっと見たときに分かりやすいのかなと思いましたんで、そういうところをチェックしていただきたいと思いました。

それから、20ページでございます。20ページで、(1) ①認識の徹底で、2行目のところでですね、これは正確に、「立会人」というふうに省略してあるんですが、「投票立会人」というふうに入れていただけたらというふうに思います。

それから、(2)の投票事務対策の②でございますけど、投票者数の正確な把握で、1行目「1時間毎に回収した」、これは投票所入場整理券という、これは正確にフルで書いておいていただいたほうがいいかと思えますし、それから、「また、投票用紙の交付後に棄権した者の数の把握の徹底を図る」ということなんですが、数の把握の徹底を図ることは当然ですけども、数の把握の次に、「数の把握と返還された投票用紙の管理の徹底を図る」と。まあ、当然棄権ということになりますと、投票用紙を返還してくるケースがほとんどだと思いますけども、その場合、返還を受けた投票用紙の管理というものを徹底していただくということです。

それから、(3)の①でございますけど、これは、すいません、①ですけど、「開票事務」、これは明朝体に直していただき……、直っているかと思えますけど、明朝体に直していただいて。「開票」という文字の部分、直っているかな、これは、そっこのほうでは。一応気がついた点。

それで、あと、2行目「手荷物等については、」の後に「開票作業エリアへの持込みを禁止するとともに、開票所の決められた」ということで、「手荷物等については、開票作業エリアへの持込みを禁止するとともに」って、それを入れて、もうちょっと分かりやすくしておいたほうがよろしいかなというふうに思いました。

それから、最後になりますけど、21ページの一番上、先ほど⑤になります。ここは「投票者数」って書いてありますけども、投票総数との対比になりますんで、「投票者総数」

と「投票総数」という、「投票者総数」というふうに、もし差し支えなかったら修正していただけたらということです。

私のほうからは、細かい些末な指摘ではありましたが、また、違う展開の中でお話が出てくれば、話をしたいというふうに思います。

以上です。

#### 【上野委員長】

どうもありがとうございました。詳しく読んでいただいて、正確さ、あるいは分かりやすさということで、いろいろ修正点を御指摘いただきました。

さっきの図の表題のつけ方は、すいません、これは私たちの、学者は図の表題は下、表の表題は上というルールで書いたもんですから、ただ、別に論文を書くわけじゃないので、先生がおっしゃったような分かりやすさ優先で、上のほうに移していただければと思います。

全体のタッチで、どうでしょう、先生、全国のこういう事案についても大変経験豊富でいらっしゃるんですが、最終的な結論、ちょっと十分に迫れない現実があったわけですが、できるだけ検証過程について説明し、分かったことについて記し、それを今後、その辺りの箇所については特に注意するようにぐらいのところでまとめてありますが、こういう答申書で及第点ぐらいはあるんでしょうか。

#### 【小島委員】

すばらしい答申書だと思いますよ。この手の問題というのは、明確に、ほんとうに確定できる、誤りを見つけ出すというのは極めて困難で、先生からも指摘ありましたように、封印済みのものは、本来チェックできれば、また違う展開があるかもしれませんが、それはもうできませんので、今の段階ではこの程度、この程度というか、こういう感じになるのかなということと、あと、結局いろいろ削っていくと、何か、誰かが何かしたんじゃないかっていう、そういうニュアンスの方向性にならざるを得なかったという点はやむを得ないのかなというふうに思わざるを得ないと思います。

あとは、だから、犯罪性の問題、過失の問題はまあいいとして、犯罪性の問題という指摘が若干出てきていますんで、そうすると、今後、何か犯罪性があるということは、被疑者不詳で何か告発しなきゃいけないんじゃないとか、そういう議論への展開が場合によってはあるかもしれないなど。ただ、それについては、この答申を受け取った選挙管理委員会の職務権限として、事実認定する立場にはないわけなんで、犯罪について、そうすると、告発については消極に考えざるを得ないのかなという点もあるのかなって、ちょっと感じがしております。

ただ、全体的に見て、ほんとうに細かく調べていただいて、こういう形でまとめられたってことはほんとうによかったと思いますし、これは、全国的に見ると、持ち帰り票というケースも、ある意味では、たくさんではないでしょうけども、あり得ることもあ

りますし、ある意味では、どこをチェックすべきで、どこをチェックすればいいのかっていう具体的な事例として、これからまたどちらかの地方でこういう事案が発生したときに、大いに参考になり得る、そういう答申書かなってちょっと感じはしております。いずれにしても、きちきちと事務局のほうでやっていただいた結果だというふうに思います。

ただ、109票、依然として不明だということ、何らかの瑕疵があったということは、ある意味では否定できませんので、今後のチェックというか、方向性を出させていただきましたんで、その中で、次の選挙ではこういうことが基本的にならうと、そういうことを希望したい、そういう感じはしております。20ページ以下に改善策が出ていますので、この辺を事務局として受け止めていただいて、何らかの成果物を見つけていただく、そういうことになるのかなというふうに思っております。

それから、25%しかというか、20%の方が積極的にやりたいということを示した以外、積極的じゃないということなんですが、選挙事務に対する市役所職員、区役所職員とすると、ある意味では、第二の本務であるという意識づけをきちとしていかないと、やっぱり自分の仕事だと思わないと、何らかの力が抜けるという、そういうことも想定されますし、今まで私も全国の、これよりももっと違う、犯罪性の高い事案に接してきましたけども、やっぱり意識という問題が大きな要素として改善策の中に盛り込まれて、いろいろな研修を実施していくというようなことも方向性としてやられているというようなことです。

取りあえず私のほうからは以上です。

#### 【上野委員長】

どうもありがとうございました。

では、次に、西村委員さんから、もしお気づきの点等ありましたら、あるいは全体的な書きぶりでも結構ですが、よろしく願いいたします。

#### 【西村委員】

20ページの再発防止策のための改善についての(3)、真ん中ぐらいですね、開票事務の対策、②開票所の入退室管理のところ、このところで、「入退室の際は、事務従事者は職員証を、その他の者は許可証等を出入口で入退室を管理する職員等に提示することを求める」と、この職員等の「等」はとっていただいて、「等」があると何でも入口があるものですから、職員じゃなくて、これは職員さんがここで入退室を管理するというのは、私はちょっとどうかと思います。第三者の職員と関係ない人、例えば弁護士の方とかですね、校区の有力者とか、そういう方をお願いして、全く職員と関係のないような人を置いておくほうが忖度も発生しないし、やっぱり人間ですからどうしても人情があります。この人が来たらあんまり文句も言えないなとか、そういうことがあると思います。これはやっぱり職員等ではいかんだろうと思います。第三者の有識者をそこに充てるというよ

うなことにしていただくほうがよからうと思います。

それともう一点、これはお尋ねですけど、「③作業状況等の確認 ビデオカメラを設置し」というところでお尋ねですけど、どの辺りに設置しますかね。一番いいのは真上に防犯カメラをつけていただくと全体がわかると思います。だからそのほうが私はよからうと思います。

【中原熊本市選挙管理委員会副事務局長】

検討してまいります。

【西村委員】

以上です。

【上野委員長】

次に、じゃあ樋口委員さんから。

【樋口委員】

私の意見は、21ページの「おわりに」の5です、「5 おわりに」の部分なんです。

結論から言いますと、この21ページの下から7行目の「109票という大量票の紛失が起きたとすれば」の部分をカットしたらどうかということ、もう一つ、その1行下の「今後の選挙事務においては無用な疑惑を招かないためにも」も同様にカットされたいかがかなと思います。

なぜそういうことを言うかといいますと、まず、最初に指摘しました「109票という大量票の紛失が起きたとすれば」の、この仮の話としてここにこういうことを記載されるというのは、実はこの今回の案件は、109票の票の紛失ではなくて、場合によっては計算違いなどということを裏返してこういうふうにおっしゃっているのかどうかなんです。ところが、このことについて言うと、最初の、5の部分の最初の段落、第1段落の下から2行目に「109票行方不明事案」というふうに書いてあったり、あるいは、21ページの下から2行目にも同じように「109票もの大量票が行方不明になるという」ということで、票の計算違いではなくて、この案件は票の紛失ではないかというのが前提になってこの作業は行われたんじゃないかなと、私はそういうふうに理解するんですが、そうすると、指摘させてもらったように、「109票という大量票の紛失が起きたとすれば」という、この言葉は、私は要らないなと思います。

それと、次の「今後の選挙事務においては無用な疑惑を招かないためにも」ということについて申し上げれば、今回の109票の行方不明という案件は、まさにこの答申案に出ているように、まさにこの民主的な選挙におけるとんでもない不信を招く事態が現に発生しているわけです。これを、選挙民が受け取ったときには、これは疑惑そのものだろうと思います。だから「無用な疑惑を招かないためにも」という表現については、ちょっと

いかがな表現かなと私は思います。

という意味で、この部分はカットされたほうが答申案としては適当かなというふうに感じました。以上です。

【上野委員長】

どうもありがとうございます。先生御指摘のとおりで私も構わないかなと思います。

この委員会実務は、持ち帰り票等に関する調査を検証しろということで、一応持ち帰りとして処理したのだけども、ほんとうに持ち帰りだったのか、それともどっかでなくなったのかも含めて検証しろということになっているのだと思っています。

事務手続については、随分細かく内部検証、それから、私たちのほうから指摘させていただいた部分に関してのさらなる検証を行っていただき、票の数え直しを除いて、ほぼ事務的な部分での間違いということについてはなかったのだろうというような印象、認識を得たところであるというのは、もう間違いのないところですよ。

となると、残りは過失なのか故意なのか分かりませんが、持ち去られたのだろうというような結論を、やはり市民、それからこういう案件について関心を持って取材されているマスコミに明確に伝えるためには、やはりそういうとても残念な事態が起きた可能性があるということも含めて、やっぱり明確に書かなくちゃいけないだろうということで書いておりました。ただ、正確な文章表現という意味では、こういう「何とかすれば」というような、いささか無用の表現であったかもしれませんので、ここの部分は削除する方向でお願いしたいと思います。

また、「今後の選挙事務において無用な疑惑を招かないためにも」も、実は、今回は残念ながらはっきりさせることができなかったのだけども、今後、こういう作業工程、ちょっと十分に確認ができなかったプロセスがあるので、そういう部分に留意してやってくださいということを言いたかっただけなので、「無用な疑惑」というのが、別の話と混同されるという樋口先生の御指摘ももっともだろうと思いました。納得いたしましたので、ここの部分も削除でお願いしたいと思います。

それから、私自身も二つ、ほんとうに些細なことですが、17ページの④開票作業についての(カ)のところで、開票所においては云々、④開票作業、その下ですかね。(カ)ですね、もうちょっと下、(カ)の文章の第2段落で、「投票用紙を取り出す場所では」の「は」を消してください。多分その「は」は余分の「は」です。

それから、あと、ほんとうにまた細かいところですが、先ほど明朝体が直ってないという指摘も頂いたところですけども、3月23日の10ページ前後のところの表の中も、多分フォントが変わっているようです。一部、ずっと明朝体で来たのが、ここだけゴシック体に変わっていたりしているので、最終的な書類の整形作業になりますが、少しフォントを、多分市で書かれたり、別のほうでいじくったりいろいろしているので、フォントがどこかでまざってしまっていると思いますので、一度、印刷したものをしながらフォントが合っているかどうか御確認ください。

非常に表現的なものから本質的なものまでお話を頂きました。私、一つ、先生方にお尋ねしたいことがあるのですが、こういう事案が発生することを想定して法律というのはできていないのだろうと思うのですけども、例えば、異議申立て期間が14日以内ですよ。それは、誰か選挙投票者なり何なりか、異議申立てをするということなのでしょうけども、この調査委員会が設置されたのは、随分それから時間がたってからでした。調査委員会が異議申立てするかっていうようなことを、そもそも行政が手続をやっていることを、また委員会を立てて検証するというのは非常に異例のことだと思うのですが、異議申立て期間という14日という制限がある中で、今後、また小島先生がこの間おっしゃられたような、他都市の事件のような、何かミスを隠蔽するために何か犯罪行為が起きてしまったような、ああいう事案も典型かと思うのですけども、こういう2週間以内という法律の期限を念頭に置くと、こういう委員会を次回また起こさなくちゃいけないとするならば、極めて速やかに委員会を発足させるべきなのか、それとも、そういうのは法律が想定してない事態なのか、そこら辺りについてどうなのかなと思っていたもんですから。

#### 【小島委員】

まあ14日というのはかなり短いですよ。短いというのは、やっぱり選挙の安定性を求めるっていう大きい原則があって、早期に安定させましょうという趣旨だというふうに思います。

例の高松市の事件も、あれは国政選挙でしたので30日以内という高等裁判所への訴訟期間ですけども、あれも、それが過ぎた後で起きてきたということで、かなり苦勞したんですけども、今回の事件と本質的に違うのは何かというと、今まで、ほかの高松、仙台、相模原、それから甲賀市、そして千葉市で起きた事件と違うのは、ここでは明確に犯罪性というものが指摘できない、ところが、過去のやつは全てもう明確に公職選挙法の投票増減罪に当たる、そういう性格があったということです。

ですから、今回の場合は、やはりさっきもちょっと申しましたけど、結果的に109票合わなかったというのは何かミスがあった、瑕疵があったということには変わりがないわけなので、いろいろ検証していただいた中で、問題なかったという点は出ているのですけども、引き続き、その数字の確認等について適正にやっていただくということが一つの目的かなというふうに思います。

最初、この事件というか話に接したときに、あ、熊本市さんはやっぱりコンプライアンスの問題としては適正にやっているんだなと。下手すると白票で数字を合わせて埋め合わせをするということが誰でも選挙をやっている人なら思いつくんですけども、それをしなかった、そういうことが全く目に見えてない、そういうことですので、非常にこの熊本の事件というのは、事務的には何かミスはあったんですけど、やっぱりコンプライアンスという側面からすると意識が高い、適正に執行したんだなと、そんな感じがしていますけどね。

【上野委員長】

分かりました。こういう答申書を書きながら、一つ思いましたのは、ほんとうはどこかでミスであってくれたらいいなと思いつつ、ミス探しを随分やってきました。しかし、とうとうミスを見つけることができなかつた。だからといって、関わった市職員全員に聞き取り調査やアンケート調査をやり、相当疑ってしまったような印象を持たれるようなこともやってしまったわけなんですけど、決してそういう疑われた、残念だという気持ちにならないように答申は伝えて、今後に生かしていくような方向になればいいなとは思っているんですけど。

【小島委員】

そうですね、やっぱり検証していただいた結果、ミスはなかつた、要するに外見적으로는ミスが発見できなかったということはありますけども、何度も言いますけど、やっぱり選挙—投票事務が始まったら、開票が始まったよと思ってくれと。要するに投票事務と開票事務は連動していて、投票所における票数の把握ミスというのが、開票所でツケとして回ってくる。だけど、今回はそれが発見できなかった。その一つの仕事の固まりの中では完結して適正だったかもしれないんだけど、その固まりの中で何かミスがあったかもしれない、それは分からない。でも、外見적으로는全部数字が合っていたと。だけど結果として、物理的に109票なかつたということになっちゃうんですね。ということは、やっぱり何らかの形でミスがあったということですので、今まで検証していただいた事務を、もう1回、それこそ検証というか、今回の数字の検証じゃなくて、事務手順として、何か誤りを犯す要素がなかつたのかとか、そういうことも含めて、マニュアル的にチェックできるものを作っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますよね。そういう意識で受け止めてもらえばいいのかなというふうに思います。

私たち第三者委員会としても、別に犯人探しをしているわけじゃないんだけど、ただ、いろいろやっていくと、こういうところに帰結するっていうね、「おわりに」に書いてあるようなことに帰結するっていうことは、消去法でいけばそういうふうにならざるを得なかつたという点は否定できないと思うんですね。

【上野委員長】

そうですね。

【小島委員】

はい。それは。と思います。

【上野委員長】

思います。ありがとうございます。

あと、小島先生が御指摘のように、投票が始まったら、すぐに開票まで念頭に置いてと

ということなのですが、非常に投票所においては、もう 1 時間ごとにチェックをするように、非常にきめ細かなチェック体制が働いていると思うんですね。ただ、この委員会に参加しながら思いましたのは、開票所のテーブルに乗かってしまったら、そのテーブルの上の票の動きっていうのが意外と記録されてなくて、大きく一部動いているにも関わらず、その間のやり取りがきちっと把握できてない。ここは非常に時間に迫られながら大量のものを物理的に処理されているので、その部分が詳細にできないということもあるのかもしれませんが、この図の中に示したような、幾つかのゾーンごとに票が動くときぐらいは、もう少し何か押さえられるものを押さええることができたらいいかなんて思って見てたんですけど、何かそういうものに対する改善方法とかいうのは、何かあるんでしょうか。

**【小島委員】**

そうですね、基本的に開披分類をやって、そして、第一内容点検に行って、第二内容点検に行くっていう過程があって、そして、最終的に票数を投票用紙計数機で確認して 500 票束にしていくっていう流れがあるんですけど、ですから、その票を動かす人の専属化、責任を持たせて、誰がどこへ流すのか。ところが、開披分類して、第一内容点検に行くときに、そこに何票あるかということは、それはもう把握できようがありませんので、そういうことじゃなくて、明確に誰が持つていくのかということを確認して、きちっと持つていった人が責任を持つて、いろいろ何かあったときに自らやった仕事を検証できるようにしておきやないといけないんだろうなというふうに思いますね、これは。

**【上野委員長】**

ありがとうございます。

ほかに、西村委員さん、樋口委員さん、全体的なことでも構いませんが何か御意見等ありましたら、いかがでしょうか。

**【西村委員】**

西村です。選挙が終わって、開票が終わって、もう全て終わった後、まあ選管は反省会とか検討会とかやっておられると思いますけど、それが終わったら、第三者も加えて、反省会というところすぐ飲む方に結びつきますけど、そういうことじゃなくて、反省会、検討会を必ず毎回やっていただくと。

私が不思議と思っているのが、選挙、結構これは金がかかっておりますよね、税金で。それだけ金がかかっているのに、ずっと以前は時間が 6 時まででしたね、午後 6 時。そして、2 時間延長しました。で、午後 8 時までになって、なった当時はちょっとぐらい上がりましたけど、今は全く関係ありません。だから、こういうのもちょっと検討していくべきじゃなからうかと。

それともう一つ、以前は期日前投票なんかなかった。今度の知事選では 16 日間ありま

したよね。16日間のうちに土日が2回入っております。だから、こんなに無駄にしても、投票率は上がってないです。だから、これは全く私は無駄だろうと思います。

だから、そういう検討をする反省会でも検討委員会でもいいし、選挙が終わったら必ず毎回やっていただくということにするほうが、金もかからんようになりはしないだろうかなというふうに思っております。

いつも立会いで行って、こんなに長い時間投票しているのに投票率は上がらないのは何なのだろう、金がかかっているのにということのを毎回思うのですけど。今日、選管に寄ってきたら、一応やってはおりますということでしたが、それはやっていただくのは結構ですけど、やっぱり第三者を交えて、ここはこうすればよかった、ああすればよかったと、こういうことをしていただく、もう少し緊張感が出てくるのではないかなというふうに思いますので、その辺を検討いただくとありがたいなと思います。

以上です。

#### 【上野委員長】

どうもありがとうございます。

選挙事務自身は、ほんとうに時系列で事務作業を見ても、膨大な負担が市職員にかかっているんですが、現実には選挙の運営については、自治会長さんをはじめ多くの市民が関わっていただいて成り立っている事務であるということも、そのとおりだろうなと思いました。できれば、そういう御経験、いわゆる市民の代表として参加されている方々の御意見などもぜひ受け止めていく、あるいはそれを生かして、選挙事務がうまく進化していくような方向に事務局に持ってってもらえたらありがたいかなと思います。ありがとうございます。

樋口先生、何かございますか。

#### 【樋口委員】

今回の109票の行方不明は、どうも選管のほうの今までの検討結果から見ると、当日投票の、いわゆる記号式の投票用紙がどっかに紛れ込んだか持ち去られたかということのようなんですが、記名式の方法は非常に名前を読み取ったりするのに人間の手を借りなきゃいかんという意味では、あまり機械に頼れないかなと思う反面、記号式の場合は読み取りは完全にやれるんじゃないかと、私はそういう機械の素人なんですけど、そういうふうに思ってしまいます。それなのに、今回、記号式の投票用紙の数え方っていうか、その部分で行方不明が出てきたというのは、何かちょっと納得できないような気がします。

それと、今回の件について言えば、読取機が、たしか一、二度故障した結果、本来の1班で故障して、機械が使えないから、たしか2班のほうの機械を使わせてもらってみたいな事態があったようですが、そんなやわな機械を使うことの問題と、もうちょっとその辺、性能のいい機械を導入するなりのことを考えられないかなと。私はそういう機械が故障した、まあ言ってみればどさくさ紛れに何か不正が行われたんじゃないかと疑ったり

したくなります。そういう機械のことをもうちょっと、というか十分機械の故障のないように、ちゃんとしたことを考えてもらえないかなと思います。

以上です。

【上野委員長】

どうもありがとうございました。

おっしゃるように、最初やっぱり私たちは自書式のほう、あるいは不在者投票とか、別ルートで来るほうの中に人為的なミスがあるんじゃないかなと相当想定しながら議論し、確認をしてきたんですが、どうも数から見るとそうではないというようなことが分かってきました。ただ、先生がおっしゃられたような、機械を通して分類したりカウントしているのに、どうして、例えば本番のときにカウンターをリセットできないのかとか、タイムスタンプみたいなものがどうしてないんだろうとか、今後、機械を更新されたりすることがあるかと思うんですけど、ぜひそういう選挙の開票過程において、唯一そこを通過していく票の数を証拠づけるいい場所なんて、ぜひその辺りの運用の仕方とか、機械のセットの仕方とか、あるいはもっと高性能な機械が開発されるように、こういう経験を基に市のほうからそういう機械を提供していただいている会社のほうにもお話ししていただいたらいいかなと思います。

それでは、大体御意見頂いたものを修正して答申案にするということで、大方先生方の御意向もそれで固まったのかなと思うんですが、よろしゅうございますか。

【出席委員】

はい。

【上野委員長】

はい、ありがとうございます。

それでは、先ほど御指摘がありました部分について、事務局のほうでちょっと修正作業をしていただいて、答申書という形に持っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の委員会の予定の中に「その他」という項目があるんですが、事務局のほうで何か予定されていらっしゃいますか。

#### 4 その他

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

本日は、答申案を叩いて頂くことで審議をしていただきました。

まず、4月7日に第1回の検討委員会を開きまして、いろいろと御指摘いただきました。全職員に聞き取り調査を行っていたものの、全ての職員にさらなるアンケート調査を

したらいかがかと、いろいろ的確な御指摘やアドバイスを頂きながら、2回目が4月16日、そして今日、5月11日に答申案をお示しすることができました。これもひとえに上野委員長、そして小島委員、西村委員、それと樋口委員の的確なアドバイスの下であったと、ほんとうに感謝しております。

早速、今日いただきました御意見等につきましては、再度微調整をさせていただきます。来る5月18日、これは4回目になりますけども、そのときに正式に答申という形をとらせていただきたいと思います。時間のほうは今日と同じく14時から、場所も本日より同じ議会棟の議運・理事会室で行いたいと思いますので、どうぞ各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

また、答申の方法というか、手渡し方法等につきましては、上野委員長と再度いろいろと協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日はほんとうに御多用の中、ありがとうございました。

【上野委員長】

はい。どうもありがとうございました。

5月18日2時から答申書を渡すということで、これは委員長に渡すんですね。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい。そういうことになります。

【上野委員長】

分かりました。コロナウイルスがなかなか収束しないので、なかなかこっちまでまたおいていただくというのは難しいのかもしれませんが、中間答申は熊本にいる者で済ませまして、残りのほうの、まだ選挙事務の改善の案件については、また引き続き先生の御指導を得ながら進めていけたらと思っております。

【小島委員】

承知しました。

【上野委員長】

ありがとうございます。

それじゃあ、今日の会議はこれで終わってよろしいですか。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

どうもありがとうございました。

**【上野委員長】**

どうもありがとうございました。失礼いたします。